

平成 28 年版 楽学宅建士 一問一答
【法改正・正誤のお知らせ】

(3754)

平成 28 年 8 月 10 日
株住宅新報社 出版・企画グループ
TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P428 ⑦問題上 1,2 行目	都道府県知事	都道府県知事等
P429 ⑦解説上 2 行目	都道府県知事	都道府県知事等
P429 ⑦解説上 2～5 行目	仮に、～（中略）～しなければならない。	削除
P428 ⑧問題上 2 行目	都道府県知事	都道府県知事等
P429 ⑧解説上 3 行目	都道府県知事	都道府県知事等
P428 ⑩問題上 2 行目	農林水産大臣	都道府県知事等
P429 ⑩解説上 3 行目	都道府県知事	都道府県知事等
P429 ⑩解説上 2～5 行目	ただし、～（中略）～扱うべきだからだ。	削除
P430 ⑪問題上 2 行目	都道府県知事	都道府県知事等
P431 ⑪解説下 1 行目	都道府県知事	都道府県知事等
P430 ⑫問題上 1,2 行目	農林水産大臣	都道府県知事
P431 ⑫解説上 1,2 行目	農林水産大臣	都道府県知事
P430 ⑬問題上 3 行目	原則として農林水産大臣	都道府県知事
P431 ⑬解説を右に差し替え	面積を問わず、同一の事業の目的に供するため、転用目的で農地又は農地とあわせて採草放牧地の所有権を取得する場合には、都道府県知事等の許可を受けなければならない。 答○	

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P163 ⑤解説下 2 行目	宅建業法違反にはならない。	宅建業法違反になる。 (答え○を×に変更)